

## 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

以下の項目に該当する建造物については、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定します。

- ・優れたデザインを有し、周辺地域の良好な景観を特徴づけているもの
- ・市民に親しまれているもの
- ・公共の場所から容易に見ることができるもの
- ・維持管理を行う個人又は団体があるもの

### 2. 景観重要樹木の指定の方針

以下の項目に該当する樹木については、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定します。

- ・地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- ・市民に親しまれているもの
- ・公共の場所から容易に見ることができるもの
- ・維持管理を行う個人又は団体があるもの



景観重要建造物 指定番号第15号 旧村田邸

## 第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

### 1. 保全・創出すべき地域の景観の特色

日本の原風景としての農山村景観は、経済の高度成長を通じて、農村地域の都市化により大きく変貌しています。また、過疎化・高齢化により農業と農村活力の低下も危惧されています。本市においても同様に、一部地域の市街化及び過疎化が進み、従来から残っていた農山村風景が年々減少しています。

本市の農山村景観の特色を分類すると下記のとおりです。

- ① 田園、伝統的な農家住宅、神社・寺院、里山で形成された農村景観  
丹生川町北方、法力地区、国府町東・西門前地区などには良好な農用地（水田）とともに、伝統的な農家住宅が点在し、周囲の神社・寺院などと調和し、代表的な農村景観を形成しています。
- ② 傾斜地、山、谷、水田・畑地などで形成された山村景観  
高根町阿多野郷地区、丹生川町板殿地区などは、山間の地形（傾斜地）の中に集落が点在し、山村集落の景観を形成しています。また、滝町の棚田などは保存会が組織され、棚田を保全しています。
- ③ アルプスなどの雄大な山並みを背景とした畑作地で形成された高原景観  
高根町日和田高原地区などは、広々とした畑作地、乗鞍岳や御嶽を背景とした景観が広がり、良好な眺望景観を形成しています。

### 2. 魅力ある景観を保全・創出するための方針

#### （1）除去・遮断

良好な景観を阻害する要因（雑草やゴミ、放置車両、廃屋、耕作放棄地など）については、適正な管理や除去を促進するとともに、植栽等による景観の改善を図ります。

#### （2）修景・美化

良好な景観阻害のインパクトを軽減するために、周辺景観と馴染むような形状、色彩、素材に配慮するとともに、清掃活動や樹木剪定などによる地域の美化に努めます。

#### （3）保全

良好な景観は、長い年月をかけて培われてきたものであり、特に伝統的な農家住宅の様式は今後とも保全していく必要があります。このため、建築物の新築・増築・改築にあたっては、周囲の農家住宅との調和を図ります。



## 第8章 今後の進め方

### 1. 景観重点区域の拡大

高山市には景観資源が豊富にあるため、今後これらの資源を活用しながら積極的に景観重点区域の拡大に努めます。拡大にあたっては、関係者及び町内会等地域住民に景観行政の取組みについて理解を得る必要があります。したがって、景観形成の方針及び基準については関係者等の協働により策定するものとします。

### 2. 都市計画制度等との連携

良好な景観の形成及び保全のため、景観法とともに下記の都市計画制度の活用を図ります。

#### (1) 景観地区

景観重点区域において、より積極的に景観の形成や誘導を図っていくため、景観地区の指定を検討します。景観地区の指定にあたっては、景観重点区域内の関係者の理解を得るとともに、工作物については手続き等の条例整備を行います。

#### (2) 高度地区

景観計画に位置付けた高さ規制においては、高度地区の指定により担保しています。今後、特に市街地において景観重点区域の追加指定を行う際は、高度地区の拡大も併せて行うものとします。

#### (3) 地区計画

景観に関する様々な問題・課題（用途・良好な住環境の保全）に対処する手法の一つとして、地区計画の指定や都市計画提案制度の活用についての検討をすすめます。

### 3. 各種景観に関する事業との連携

現在、伝統的建造物群保存地区や主要な幹線道路等において無電柱化事業を展開しています。無電柱化事業は多額の費用を必要とするため、事業は長期的・計画的に進める必要があります。引き続き景観重点区域における無電柱化を推進するとともに、緑化推進事業や緑地保全事業（緑の保全契約など）も推進します。

また、「美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」に基づくまちづくり協定については、本計画よりも小さな区域において、住民の意思がより細かに反映されたまちづくりのルールとして有効であることから、協定区域の拡大に取り組みます。

さらに、地域特性に応じた良好な夜間景観の形成の推進のために、必要な対応を検討します。

### 4. 市民・事業者による自主的な景観まちづくり推進への取組み

本市の景観は、親から子、子から孫へと受け継がれてきた生活・文化・伝統が積み重なることで形成されています。また、住民主導による景観まちづくりをすすめてきた経緯もあり、行政が一方的に規制を設けることは適当ではありません。

しかしながら、良好な景観づくりに積極的に取り組んできた保存会等の高齢化や世代交代を含めた後継者問題、人口減少、空き家の増加、市外からの新たな店舗の出店など、住民主導の景観まちづくりをこれまでと同じように進めることは難しい状況にもあります。このような中、「美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」の「景観に影響を与えるあらゆる行為は、市民共有の資産である自然や伝統文化と調和した美しい都市景観の創出に寄与するものでなければならない」の基本理念を再認識し、行政・市民・事業者の協働による景観まちづくりを今後も積極的にすすめることが必要です。